

## 第10期 営業時間短縮協力金の申請受付について

対象期間 令和4年1月27日(木)～3月6日(日)までの全期間

### ○申請受付期間

令和4年3月 1日(火) から4月18日(月) まで

令和4年2月22日

大阪府料理業生活衛生同業組合

大阪府では、令和4年1月27日から3月6日まで、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく要請を行います。この要請にご協力いただいた事業者の皆様に対し、「第10期 飲食店等に対する営業時間短縮協力金」を支給します。

（申請期間） 令和4年3月1日（火曜日）から4月18日（月曜日）

（要請期間） 令和4年1月27日（木曜日）から3月6日（日曜日）までの全期間 <39日間>

（期間1） 令和4年1月27日（木曜日）から2月20日（日曜日）まで<25日間>、

（期間2） 令和4年2月21日（月曜日）から3月6日（日曜日）まで<14日間>の各期間のみの申請も可能です。

**第10期協力金は、要請期間中に申請受付を開始します。**

**期間2についても、要請期間が終了していても、引き続き要請に応じていただくことを前提として、申請していただくことができます。**

**※期間1と期間2の全ての期間に申請いただく場合、両期間を選択の上、申請してください。（申請は1店舗につき1回限りとなります。）**

※本協力金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠）を活用した事業です。

※募集要項は、2月28日（月曜日）17時に公表します。

## 第10期飲食店等に対する営業時間短縮協力金

要請期間

令和4年1月27日(木)～3月6日(日) (39日間)

**3月1日(火) 受付開始**

支給要件

### ゴールドステッカー認証店舗

◆ 以下の①又は②の要請に応じたこと

	営業時間短縮	酒類提供(持込み含む)
①	5時～21時	11時～20時30分
②	5時～20時	自粛

### その他の店舗

◆ 以下の要請に応じたこと

	営業時間短縮	酒類提供(持込み含む)
②	5時～20時	自粛

支給額

中小企業・  
個人事業主等

売上高に応じて

上記①の場合

2.5 ～ 7.5万円/日 (97.5 ～ 292.5万円)

上記②の場合

3 ～ 10万円/日 (117 ～ 390万円)

大企業

※中小企業も選択可能

売上高減少額に応じて

0 ～ 20万円/日 (0 ～ 780万円)